

部活動に係る活動方針

部活動のねらい

- 1 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養などを目的として実施する。
- 2 生徒同士や教師との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、多様な学びや経験をする場となるよう活動する。

活動の留意点

- 1 生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に留意する。
- 2 教師の負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われるよう留意する。
- 3 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることができないよう留意する。

適切な指導の実施に向けて

- 1 生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であることを正しく理解し、心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 2 発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなくそれぞれの目標を達成できるよう指導する。
- 3 運動部においては、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解した上で、体力の向上や生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう指導する。
- 4 文化部においては、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解した上で、芸術文化等の能力向上や生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう指導する。

適切な休養日等の設定

成長期にある生徒が、学校内外の活動や休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を目標とする。

- (1) **1週間に2日以上の休養日を設ける(1日は平日とする。)。**
- (2) **1日の活動時間は、長くても平日は2時間、休業日は3時間とする。**
- (3) 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は他の日に振り替える。
- (4) 定期試験前一週間は活動を行わない。
- (5) 学校閉庁日及び道民家庭の日(毎月第3日曜日)は休養日とする。
- (6) 多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (7) 高温注意情報が発せられた際は、原則として活動を行わない。
- (8) 高等学校段階においては中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていること等を考え、休養日や活動時間を弾力的に設定することができる。

部活動の充実に向けて

1 女子の指導に当たっての留意点

女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

2 生徒の信頼関係づくり

生徒との信頼関係づくりが活動の前提となることや、体罰や生徒の人間性や人格の尊厳を損ねるような発言や行為は許されないことを理解して指導を行う。

3 人間関係形成、集団づくり

部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意する。

4 家庭や地域との連携

保護者に部活動を公開する場を設けるなど、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

5 障がいのある生徒の部活動の充実

部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

本方針は、北海道教育委員会や学校の取組状況などを踏まえるとともに、国(文部科学省、文化庁、スポーツ庁等)や中央教育審議会の動向等も注視しながら、必要に応じて、内容の見直しを行う。